

平成21年

第4回市議会定例会 議案第19号

函館市水産物地方卸売市場条例の一部改正について

函館市水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年12月2日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例

函館市水産物地方卸売市場条例（昭和60年函館市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「買受人」を「買受人および買出人」に、「第31条」を「第31条の2」に、「第68条」を「第67条の3」に、「～第78条」を「・第77条」に、「第79条～第85条」を「第78条～第82条」に改める。

第1条中「）および」を「。以下「法」という。）および」に改める。

第6条第1項および第2項を次のように改める。

開場の時間は、午前5時から午後3時までとする。

2 次条に規定する卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻は、午前6時とする。

第10条中「市場施設」を「市場の施設」に改める。

第14条第4項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「もしくは第2号または第78条第5項」を「または第2号」に改め、同条第5項および第6項を削る。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第17条第2項各号列記以外の部分中「次の各号の一に該当する」を「前条の規定により承認の取消しを受けた」に改め、同項各号を削る。

第19条中「16」を「10」に改める。

第20条第3項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「もしくは第2項または第78条第2項」を「または第2項」に改め、同項第6号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項中第7号を第10号とし、第6号の次に次の3号を加える。

(7) 申請者（法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）であるとき。

(8) 申請者が暴力団員等とその業務に従事させているとき。

(9) 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

第22条第1項中「市場施設」を「市場の施設」に改める。

第23条第1項中「、第5号もしくは第6号」を「もしくは第5号から第9号まで」に改める。

第24条第4項中「第20条第3項第1号から第6号まで」を「第20条第3項各号（第10号を除く。）」に、「第20条第3項第6号」を「同条第3項第6号から第9号まで」に、「第20条第3項中」を「同条第3項中」に改める。

第25条第5項中「まで」の後ろに「および第7号から第9号まで」を加え、「第20条第3項中」を「同条第3項中」に改める。

「第3節 買受人」を「第3節 買受人および買出人」に改める。

第29条第3項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第4号中「または第78条第3項」を削り、同項に次の3号を加える。

(5) 申請者（法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等であるとき。

(6) 申請者が暴力団員等とその業務に従事させているとき。

(7) 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

第31条中「もしくは第3号」を「, 第3号もしくは第5号から第7号までのいずれか」に改める。

第2章第3節中第31条の次に次の1条を加える。

(買出人の定義等)

第31条の2 買出人とは、次項の規定により市長の登録を受け、市場において、市場の仲卸人から取扱品目の部類に属する物品の販売を受ける者をいう。

2 買出人になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書に、規則で定める書類を添付して市長に申請し、その登録を受けなければならない。

(1) 申請者の氏名または名称および住所

(2) 商号

(3) 法人である場合にあつては、資本金または出資の額および役員  
の氏名

第35条第1項各号列記以外の部分中「をした者」を削り、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「破産者」を「申請者が破産者」に改め、同項第2号中「禁錮」を「申請者が禁錮」に改め、同項第3号中「第38条第1項」を「申請者が第38条第1項」に、「もしくは第3項または第78条第4項」を「または第3項」に改め、同項第4号中「業務」を「申請者が業務」に改め、同項に次の3号を加える。

(5) 申請者（法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等であるとき。

(6) 申請者が暴力団員等とその業務に従事させているとき。

(7) 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

第37条第1項中「市場施設」を「市場の施設」に改める。

第38条第1項中「または第2号」を「, 第2号もしくは第5号から第7号までのいずれか」に改める。

第41条を次のように改める。

第41条 削除

第49条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる特別の事情がある場合であつて、仲卸人および買受人の買受けを不当に制限することにならないとき。

ア 市場における入荷量が著しく多いか、または市場に出荷された物品が市場の仲卸人および買受人にとって品目または品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合

イ 市場の仲卸人および買受人に対して卸売をした後残品を生じた場合

ウ 他の卸売市場の取扱品目の部類に属する物品の入荷事情等からみて市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によつては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

(2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者または当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者から卸売を受ける者に対して卸売をする場合であつて、当該契約において卸売の対象となる取扱品目の部類に属する物品の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）および入荷量が著しく減少した場合の措置が定められているとき。

(3) 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者または農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合もしくは森林組合連合会（これらの者の出資または拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。第56条第2項第3号において同じ。）および食品製造業者等（取扱品目の部類に属する物品を原料または材料として使用し、製造、加工または販売の事業を行う者をいう。以下この号および第56条第2項第3号において同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国

内産の取扱品目の部類に属する物品の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約において卸売の対象となる取扱品目の部類に属する物品の品目、数量の上限および卸売の実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められているとき。

第56条第1項および第2項を次のように改める。

仲卸人は、市場内においては、取扱品目の部類に属する物品の販売の委託の引受けをしてはならない。

2 仲卸人は、市場内においては、取扱品目の部類に属する物品を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、市場の卸売業者から買い入れることが困難な取扱品目の部類に属する物品を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、この限りでない。

(1) 仲卸人が、規則で定めるところにより、市長の承認を受けていること。

(2) 市場の卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする取扱品目の部類に属する物品を買い入れる場合であつて、当該契約において買入れの対象となる取扱品目の部類に属する物品の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）および入荷量が著しく減少した場合の措置が定められているとき。

(3) 仲卸人が、農林漁業者等および食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新たな国内産の取扱品目の部類に属する物品の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合であつて、当該契約において買入れの対象となる取扱品目の部類に属する物品の品目、数量の上限および買入れの実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められているとき。

第56条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第2項」を「第2項第1号」に改め、同項を同条第4項とする。

第57条第2項各号列記以外の部分中「（市場内において仲卸人から販売を受ける者をいう。第67条の2第2項および第83条において同じ。）」を削る。

第64条第3項および第4項を削る。

第67条第3項および第4項を削る。

第5章中第68条の前に次の1条を加える。

（市場施設）

第67条の3 市場に次に掲げる施設を置く。

- (1) 卸売業者売場
- (2) 仲卸人売場
- (3) 関連事業者店舗
- (4) 事務所
- (5) 会議室

第68条の見出し中「施設」を「市場施設」に改め、同条第1項中「市場施設（市場内の用地および建物その他の施設をいう。以下同じ。）の」を「市場の施設は、前条第1号から第4号までに掲げる施設とし、その」に、「期間」を「使用期間」に改め、同条第2項中「市場施設」を「事務所」に改め、同条第3項ただし書を削り、同条第4項中「市場施設」を「事務所」に改める。

第68条の次に次の3条を加える。

（会議室の使用の許可）

第68条の2 市長は、卸売業者、仲卸人、関連事業者、買受人またはこれらの者で構成する団体（次項においてこれらを「市場関係事業者」という。）に対して会議室の使用の許可をすることができる。

2 市長は、市場の運営に支障がない範囲で、市場関係事業者以外の者に対して会議室の使用の許可をすることができる。

（事務所等の使用の不許可）

第68条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事務所または会議室（以下これらを「事務所等」という。）の使用を許可しない。

(1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他事務所等の管理上支障があると認められるとき。

（事務所等の使用の許可の取消し等）

第68条の4 市長は、第68条第2項または第68条の2第1項もしくは第2項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用の条件を変更することができる。この場合において、当該許可を受けた者に損害が生じて市は、その賠償の責めを負わない。

(1) この条例またはこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。

(4) 使用の許可の申請に偽りがあつたとき。

第69条中「前条第1項の指定または同条第2項」を「第68条第1項の規定により指定を受けた者または同条第2項もしくは第68条の2第1項もしくは第2項」に改め、「以下」の後ろに「これらを」を加え、「市場施設」を「市場の施設」に、「当該施設」を「市場の施設」に改める。

第70条第1項中「市場施設」を「市場の施設」に改め、同条第2項中「市長の」を「前項の」に、「市場施設」を「市場の施設」に改める。

第71条を次のように改める。

（返還）

第71条 市場の施設を使用している者（次項に規定する者を除く。）の死亡、解散、廃業等の市場の施設を返還しなければならない事由が生じたときは、その相続人、清算人、代理人または本人（第3項におい

てこれらを「相続人等」という。)は、規則で定める期間内に自己の費用で当該市場の施設を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、当該期間後に返還することができる。

2 第68条の2第1項または第2項の許可を受けた者は、当該許可を受けた会議室の使用を終了したとき、または第68条の4の規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

3 相続人等または前項に規定する者が第1項または前項の義務を履行しないときは、市長は、これらの者に代わつてこれを執行し、その費用をこれらの者から徴収する。

第72条中「市場施設」を「市場の施設」に改める。

第73条第1項中「市場施設」を「市場の施設」に、「滅失」を「滅失し、」に改める。

第74条第1項および第4項中「市場施設」を「市場の施設」に改める。

第75条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「市場施設」を「市場の施設」に改める。

第78条を削る。

第7章中第79条から第81条までを削り、第82条を第78条とする。

第83条中「市場施設」を「市場の施設」に改め、同条を第79条とし、同条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取)

第80条 市長は、第20条第1項、第24条第1項もしくは第2項、第25条第1項、第29条第1項もしくは第34条第1項の承認(以下この条において単に「承認」という。)をしようとするとき、または現に承認を受けている者について特に必要があると認めるときは、第20条第3項第7号から第9号まで(第24条第4項および第25条第5項において準用する場合を含む。)、第23条第1項、第29条



第3項第5号から第7号まで、第31条、第35条第1項第5号から第7号までおよび第38条第1項に該当する事由の有無について、警察署長の意見を聴くことができる。

第84条第2項を削り、同条を第81条とし、第85条を第82条とする。

別表第2中「第56条第2項」を「第56条第2項ただし書」に改め、「承認を受けて」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の函館市水産物地方卸売市場条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により市長の承認を受けているせり人は、改正後の函館市水産物地方卸売市場条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により市長の承認を受けたせり人とみなす。
- 3 この条例の施行前に改正前の条例第78条第5項の規定による承認の取消しを受けた者に係る改正後の条例第14条第4項第3号の規定の適用については、同号中「または第2号」とあるのは、「もしくは第2号または函館市水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例（平成21年函館市条例第 号）の規定による改正前の第78条第5項」とする。
- 4 この条例の施行前に改正前の条例第78条第2項の規定による承認の取消しを受けた者に係る改正後の条例第20条第3項第3号の規定の適用については、同号中「または第2項」とあるのは、「もしくは第2項または函館市水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例（平成21年函館市条例第 号）の規定による改正前の第78条第2項」とする。
- 5 改正後の条例第23条第1項の規定（第20条第3項第7号から第9号までに該当する場合に限る。）、第31条の規定（第29条第3項第5号から第7号までに該当する場合に限る。）または第38条第

- 1 項の規定（第 3 5 条第 1 項第 5 号から第 7 号までに該当する場合に限る。）は、改正後の条例第 2 0 条第 1 項，第 2 4 条第 1 項もしくは第 2 項，第 2 5 条第 1 項，第 2 9 条第 1 項または第 3 4 条第 1 項の承認を受けた者および改正前の条例第 2 0 条第 1 項，第 2 4 条第 1 項もしくは第 2 項，第 2 5 条第 1 項，第 2 9 条第 1 項または第 3 4 条第 1 項の承認（以下「改正前の承認」という。）を受けた者であって，この条例の施行の日以後に改正後の条例第 2 0 条第 3 項第 7 号から第 9 号まで，第 2 9 条第 3 項第 5 号から第 7 号までまたは第 3 5 条第 1 項第 5 号から第 7 号までに該当することとなったものについて適用する。
- 6 この条例の施行の際現に改正前の承認を受けている者が，改正後の条例第 2 0 条第 3 項第 7 号から第 9 号まで，第 2 9 条第 3 項第 5 号から第 7 号までまたは第 3 5 条第 1 項第 5 号から第 7 号までに該当していることが判明したとき（この条例の施行の日以後にこれらの規定に該当することとなったときを除く。）は，市長は，当該改正前の承認を受けている者に対して，これらの規定に該当しなくなる措置をとることを勧告するものとする。
- 7 市長は，前項の者が同項の規定による勧告に従わないときは，当該者に対して当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 8 この条例の施行前に改正前の条例第 7 8 条第 3 項の規定による承認の取消しを受けた者に係る改正後の条例第 2 9 条第 3 項第 4 号の規定の適用については，同号中「第 3 1 条」とあるのは，「第 3 1 条または函館市水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例（平成 2 1 年函館市条例第 号）の規定による改正前の第 7 8 条第 3 項」とする。
- 9 この条例の施行前に改正前の条例第 7 8 条第 4 項の規定による承認の取消しを受けた者に係る改正後の条例第 3 5 条第 1 項第 3 号の規定の適用については，同号中「または第 3 項」とあるのは，「もしくは第 3 項または函館市水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例（平成 2 1 年函館市条例第 号）の規定による改正前の第 7 8 条第 4 項」とする。
- 10 改正前の条例第 4 1 条において読み替えて準用する第 2 7 条の規定

による関連事業者に係る平成21事業年度の事業報告書の提出については、なお従前の例による。

- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。
- 12 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

開場の時間、せり人の承認、仲卸人の数の最高限度等の規定を改め、仲卸人、買受人もしくは関連事業者になろうとする者またはなっている者が暴力団員等であるとき等においてこれを承認しないこととし、または承認を取り消すこととし、卸売の相手方の制限等を緩和し、市場関係事業者以外の者が会議室を使用することができることとし、および規定を整備するため